

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成 30 年 2 月 9 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎 俊博 殿

(商号又は名称) マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
(代表者) 代表取締役社長 中村 友茂 ⑩

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イ(第 18 号イ)の規定に基づき、平成 30 年 1 月 18 日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、平成 30 年 1 月 31 日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額(平成 30 年 1 月末日現在)

資本金の額 5億円
発行する株式総数 100,000 株
発行済株式総数 30,000 株
直近5カ年の資本金の変動
平成 27 年 11 月 27 日に増資 1.5 億円
平成 28 年 6 月 24 日に増資 2.5 億円

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務遂行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。また、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の任期の満了すべきときまでです。

代表取締役は、取締役会の決議によって選任され、取締役会は、その決議によって取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集し、取締役会の議長となります。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

全取締役及び投資運用委員会の委員長が指名する者をもって構成される投資運用委員会(委員長は代表取締役社長)は、原則として四半期毎に開催され、投資環境や相場動向を勘案した上で、投資運用方針及び投資運用ガイドラインを協議して策定します。また、同委員会では、資産運用のパフォーマンスを継続的にレビューして投資運用手法、投資運用方針並びに投資運用ガイドラインの改定を決定します。

投資運用委員会で策定された投資運用方針に基づいて、運用部において、原則として月次で開催する投資会議で具体的な投資計画を策定します。

各投資信託の運用担当者は、投資会議において策定された投資計画を受けて、各投資信託の運用計画を策定して有価証券の売買等の運用指図を行います。各投資信託の運用計画及び運用指図は、資本市場モデルなどを用いてリスクリターン特性等を分析し、ポートフォリオの最適化を図るよう行われ、その成果である各投資信託の投資運用の実績は、投資運用委員会に報告されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言業を行います。

平成30年1月末日現在、当社は、14本の証券投資信託(追加型株式投資信託11本、単位型株式投資信託3本)の運用を行っており、純資産総額は38,122百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

(1)委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、委託会社の間接財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。また、第3期事業年度に係る中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第1期 (平成 28 年3月 31 日現在)	第2期 (平成 29 年3月 31 日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	415,660	559,184
前払費用	12	1,278
未収委託者報酬	-	1,540
未収運用受託報酬	-	85
その他	4	15,631
流動資産計	415,677	577,720
固定資産		
有形固定資産	※1 4,129	※1 5,170
建物	1,279	2,991
器具備品	2,849	2,178
無形固定資産	12,497	80,626
ソフトウェア	-	78,176
ソフトウェア仮勘定	12,497	2,450
投資その他の資産	2,164	10,373
長期差入保証金	2,158	10,373
長期前払費用	5	-
固定資産計	18,790	96,169
資産合計	434,468	673,890
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,053	956
未払金	856	3,898
未払手数料	-	228
未払費用	3,616	13,390
未払法人税等	934	3,366
流動負債計	6,460	21,840
負債合計	6,460	21,840
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	250,000	500,000
資本剰余金	250,000	500,000
資本準備金	250,000	500,000
利益剰余金	△80,992	△356,949
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△80,992	△356,949
株主資本計	419,007	643,050
新株予約権	9,000	9,000
純資産合計	428,007	652,050
負債・純資産合計	434,468	673,890

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第1期 (自 平成 27 年8月 28 日 至 平成 28 年3月 31 日)		第2期 (自 平成 28 年4月 1日 至 平成 29 年3月 31 日)	
	営業収益			
委託者報酬	-		1,891	
運用受託報酬	-		1,476	
営業収益計		-		3,367
営業費用				
支払手数料	591		616	
広告宣伝費	1,783		8,688	
調査費	-		33,020	
委託調査費	-		32,605	
その他調査費	-		414	
委託計算費	-		6,645	
営業雑経費	6,813		2,353	
通信費	657		1,403	
協会費	6,155		950	
営業費用計		9,188		51,323
一般管理費				
給料	48,533		158,373	
役員報酬	4,968		28,683	
給料・手当	37,923		111,579	
法定福利費	5,641		18,110	
交際費	90		596	
旅費交通費	223		2,135	
租税公課	5,074		5,739	
不動産賃借料	2,729		14,999	
退職給付費用	870		3,399	
固定資産減価償却費	※1 315		※1 11,910	
諸経費	13,826		30,826	
一般管理費計		71,663		227,980
営業損失(△)		△80,852		△275,936
営業外収益				
受取利息	28		6	
雑収入	-		238	
営業外収益計		28		244
経常損失(△)		△80,823		△275,691
税引前当期純損失(△)		△80,823		△275,691
法人税、住民税及び事業税		169		265
当期純損失(△)		△80,992		△275,957

(3) 【株主資本等変動計算書】

第1期(自 平成 27 年8月 28 日 至 平成 28 年3月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000	
当期純損失(△)				△ 80,992	△ 80,992	△ 80,992	△ 80,992	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							9,000	
当期変動額合計	250,000	250,000	250,000	△ 80,992	△ 80,992	419,007	9,000	
当期末残高	250,000	250,000	250,000	△ 80,992	△ 80,992	419,007	9,000	

第2期(自 平成 28 年4月 1日 至 平成 29 年3月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	250,000	250,000	250,000	△ 80,992	△ 80,992	419,007	9,000	
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000	
当期純損失(△)				△ 275,957	△ 275,957	△ 275,957	△ 275,957	
当期変動額合計	250,000	250,000	250,000	△ 275,957	△ 275,957	224,043	-	
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△ 356,949	△ 356,949	643,050	9,000	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第1期 (平成28年3月31日現在)	第2期 (平成29年3月31日現在)
建物	55	218
器具備品	259	779

2. 関係会社に対する資産及び負債

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第1期 (自平成27年8月28日 至平成28年3月31日)	第2期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
有形固定資産	315	2,669
無形固定資産	-	9,240

2. 関係会社との取引高

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第1期(自 平成27年8月28日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	20,000	-	20,000

(変動事由の概要)
新株の発行による増加

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(個)				当事業年度末(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
第1回新株予約権	普通株式	-	450	-	450	9,000

(変動事由の概要)
第1回新株予約権の発行による増加

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第2期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20,000	10,000	-	30,000

(変動事由の概要)
新株の発行による増加

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(個)				当事業年度末(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
第1回新株予約権	普通株式	450	150	-	600	9,000

(変動事由の概要)
新株の発行に伴う調整による増加

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第1期 (平成28年3月31日現在)			第2期 (平成29年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	415,660	415,660	-	559,184	559,184	-
(2)未収委託者報酬	-	-	-	1,540	1,540	-
(3)未収運用委託報酬	-	-	-	85	85	-
(4)長期差入保証金	2,158	2,158	-	10,373	10,373	-
資産計	417,818	417,818	-	571,182	571,182	-
(1)未払金	(856)	(856)	-	(3,898)	(3,898)	-
(2)未払手数料	-	-	-	(228)	(228)	-
負債計	(856)	(856)	-	(4,126)	(4,126)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期差入保証金

長期差入保証金については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率でキャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第1期 870 千円、第2期 3,399 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第1期 (平成28年3月31日現在) (千円)	第2期 (平成29年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	21,386	105,712
その他	3,535	4,100
繰延税金資産小計	24,921	109,813
評価性引当額	△24,921	△109,813
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

第1期(自 平成27年8月28日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都千代田区	(被所有)直接 51.01%	設立及び出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	353,030	-	-
その他の関係会社	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	(被所有)直接 44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	132,000	-	-

(注1) 当社の設立時及び増資時に発行株式を引き受けたものであります。

第2期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都港区	(被所有)直接 51.01%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	255,050	-	-
その他の関係会社	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	(被所有)直接 44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	220,000	-	-

(注1) 当社の増資時に発行株式を引き受けたものであります。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第1期 (自 平成 27 年8月 28 日 至 平成 28 年3月 31 日)	第2期 (自 平成 28 年4月 1日 至 平成 29 年3月 31 日)
1株当たり純資産額	21,400 円 36 銭	21,735 円 00 銭
1株当たり当期純損失金額	5,124 円 17 銭	9,198 円 57 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第1期 (自 平成 27 年8月 28 日 至 平成 28 年3月 31 日)	第2期 (自 平成 28 年4月 1日 至 平成 29 年3月 31 日)
当期純損失	80,992 千円	275,957 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純損失	80,992 千円	275,957 千円
期中平均株式数	15,806 株	27,616 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成 27 年8月 28 日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権 450 個	平成 27 年8月 28 日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権 600 個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:千円)

		第3期中間会計期間 (平成 29 年9月 30 日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		410,071
前払費用		1,630
未収委託者報酬		3,939
未収運用受託報酬		210
その他		7,423
	流動資産計	423,276
固定資産		
有形固定資産	※1	4,790
建物		2,860
器具備品		1,930
無形固定資産		94,618
ソフトウェア		94,618
投資その他の資産		9,585
長期差入保証金		9,585
	固定資産計	108,995
資産合計		532,271
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,100
未払金		2,727
未払手数料		1,526
未払費用		36,171
未払法人税等		2,245
	流動負債計	43,770
負債合計		43,770
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		500,000
資本準備金		500,000
利益剰余金		△519,498
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△519,498
	株主資本計	480,501
新株予約権		8,000
純資産合計		488,501
負債・純資産合計		532,271

(2) 【中間損益計算書】

(単位:千円)

	第3期中間会計期間 (自 平成 29 年4月1日 至 平成 29 年9月 30日)	
営業収益		
委託者報酬	5,283	
運用受託報酬	5,397	
	営業収益計	10,681
営業費用		
支払手数料	3,265	
広告宣伝費	840	
調査費	42,891	
委託調査費	42,709	
その他調査費	182	
委託計算費	8,168	
営業雑経費	1,867	
通信費	820	
協会費	1,047	
	営業費用計	57,034
一般管理費		
給料	83,374	
役員報酬	19,538	
給料・手当	54,579	
法定福利費	9,255	
交際費	464	
旅費交通費	2,322	
租税公課	2,279	
不動産賃借料	7,304	
退職給付費用	1,621	
固定資産減価償却費	※1 10,422	
諸経費	9,486	
	一般管理費計	117,275
営業損失(△)		△163,628
営業外収益		
受取利息	2	
雑収入	222	
	営業外収益計	224
経常損失(△)		△163,403
特別利益		
新株予約権戻入益	1,000	
	特別利益計	1,000
税引前中間純損失(△)		△162,403
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失(△)		△162,548

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第3期中間会計期間(自 平成 29 年4月1日 至 平成 29 年9月 30 日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△356,949	△356,949	643,050	9,000	652,050
当中間期変動額								
中間純損失(△)				△162,548	△162,548	△162,548		△162,548
当中間期変動額合計	-	-	-	△162,548	△162,548	△162,548	△1,000	△163,548
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	△519,498	△519,498	480,501	8,000	488,501

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第3期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)
建物	350
器具備品	1,026

2. 関係会社に対する資産及び負債

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第3期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)
有形固定資産	379
無形固定資産	10,043

2. 関係会社との取引高

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	30,000	-	-	30,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(個)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	600	-	64	536	8,000

(変動事由の概要)

新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第3期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	410,071	410,071	-
(2)未収委託者報酬	3,939	3,939	-
(3)未収運用受託報酬	210	210	-
(4)長期差入保証金	9,585	9,585	-
資産計	423,805	423,805	-
(1)未払金	(2,727)	(2,727)	-
(2)未払手数料	(1,526)	(1,526)	-
負債計	(4,253)	(4,253)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第3期中間会計期間 (自 平成 29 年4月1日 至 平成 29 年9月 30 日)
1株当たり純資産額	16,283 円 36 銭
1株当たり中間純損失金額	5,418 円 29 銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(注2)1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第3期中間会計期間 (自 平成 29 年4月1日 至 平成 29 年9月 30 日)
中間純損失金額	162,548 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失金額	162,548 千円
普通株式の期中平均株式数	30,000 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成 27 年8月 28 日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権 536 個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成 30 年 1 月 18 日
作成基準日 平成 30 年 1 月 31 日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 7 番 27 号
お問い合わせ先 企画・総務部

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 15 日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 11 月 14 日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 29 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRL データは監査の対象には含まれていません。